



消火器点検商法が増えています！



※消費生活センターに寄せられた事例をご紹介します。



一般企業や学校、幼稚園、工場、寺社、ファーストフード店などを狙い、消火器の点検と言って巧妙に訪問し消火器の薬剤を詰め替え、高額な料金を請求するという事例が増加しています。解約を申し出ると脅迫的な態度をとり、料金を支払わざるを得ない状況に追い込まれるなどのトラブルが頻発しています。

◆この商法の問題点

- ①消防法では消火器の点検は、人の出入りのある場所については1年に1回、その他の場所については3年に1回の点検が義務付けられている。
一般家庭に消火器の設置義務はなく、消火器を点検する義務もないのに、あたかも点検が必要であると誤認させる様な説明がある。
- ②事業者の契約には訪問販売であっても特定商取引法のクーリングオフ制度の適用がない。
- ③現場でのトラブルで刑事上・民事上の詐欺・脅迫を証明することは難しい。

◆被害に遭わないために

- ①出入り業者を装い電話をしてくる場合があるので、会社の責任者に必ず確認をとる。
- ②業者が来訪した際には、身分証明の提示を求め正規の出入り業者であるかどうか必ず確認する。
- ③契約書に安易に署名、捺印をしない。
- ④作業前に金額を確認する。

◆被害にあったときの対処法

『事業者の場合』

- ①請求されてもとりあえず代金を支払わないで対応をする。
- ②事業者への消火器の訪問販売でクーリングオフを認めた判例(大阪高等裁判所平成15年7月30日判決)があるので弁護士からクーリングオフ通知をだしてもらうのが望ましい。

『消費者の場合』

- ①内容証明郵便でクーリングオフ通知を業者あてに出す。

◆参考ウェブサイト

務省消防庁「消火器の訪問点検にご注意」⇒ <http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>

みなさんも被害に遭わないよう十分ご注意ください。
ご不明な点や、点検のご依頼は弊社までご遠慮なくご連絡下さい！

注！意

